

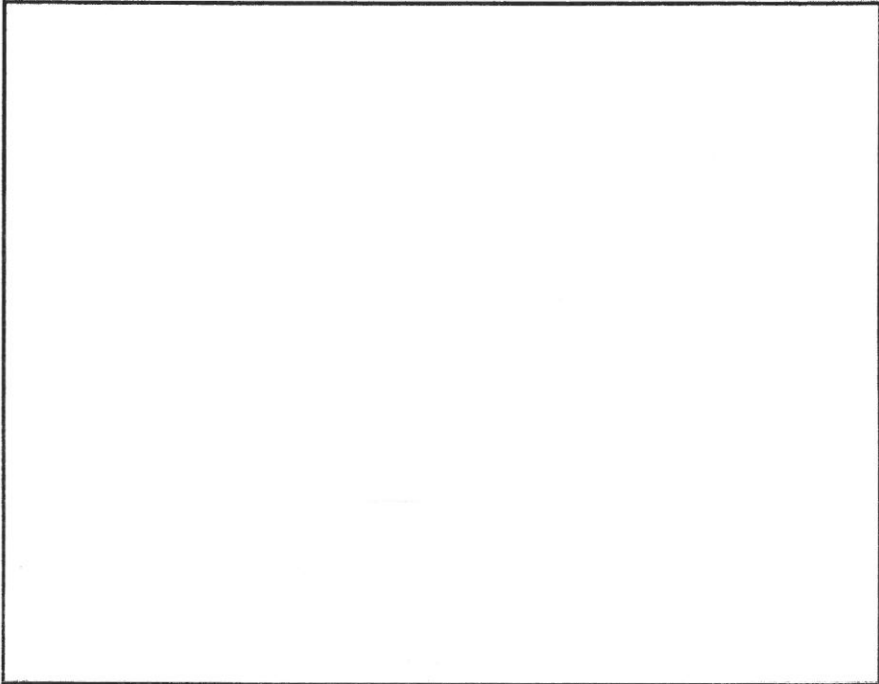
第三者行為による傷病届

項 目		内 容	
届 出 者	被保険者証記号番号(組合名)		
	健康保険組合の住所		
	被保険者氏名		
(受診者) 被害者	氏名・性別・年齢	歳	
	続柄・生年月日		
	住所・電話		
(第三者) 加害者	氏名・性別・年齢	歳	
	住所・電話		
事故発生	事故発生日時		
	事故発生場所		
自賠責保険 (加害者)	保険会社名		
	保険契約者名		
	登録番号		
	車台番号		
	保険期間／自賠責番号		
任意保険 (加害者)	保険会社名		
	取扱店所在地・電話		
	担当者名／Eメール		
	保険契約者名		
	住 所		
	保険期間／契約番号		
	任意対人一括の有無		
被害者加入の保険会社関与の有無(注)			
治療状況	診療機関名/治療開始日/電話		
	所 在 地		入院の有無
	診療機関名/治療開始日/電話		
	所 在 地		入院の有無

本件は、業務上又は通勤による交通事故ではありません。

(注) 保険会社の関与が「有」の場合には、有無の欄の右の欄に当該保険会社名、電話番号、担当者名を記入して下さい。

事故発生状況報告書

事故証明書 番号	第	号	当事者	甲 (加害者)	氏名		
自動車の番号			乙 (被害者)	氏名		運転・同乗 歩行・その他	
天 候	晴・曇・雨・雪・霧・()		交通状況	混雑・普通・閑散	明暗	昼間・夜間・明け方・夕方	
道路状況	補装(してある・してない)・歩道(ある・ない)・道路の見通し(良い・悪い) 中央車線(ある・ない)・道路の状態(直線・カーブ・平坦・坂・積雪路・凍結路)						
信号又は標識	信号(ある・ない)・自車側信号(青・赤・黄)・相手方信号(青・赤・黄) 駐停車禁止(されている・されていない)・その他標識()						
速 度	甲車両	Km/h(制限速度	Km/h)	乙車両	Km/h(制限速度	Km/h)	
事故現場状況図	(右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し、道路幅はmで記入して下さい。)						
							自 車(乙)  相手車(甲)  進行方向  信 号  一時停止  人  自 転 車 バイク 
事故発生の状況(経緯)							
上記内容に間違いありません。							
令和 年 月 日 届出者: 印							

(注) 本書面に代わる同等の内容の書面がある場合には、その書面の提出をもって本書面の代わりとすることも可能です。ただし、その場合には、当該書面の余白部分に「上記内容に間違いありません」と記入した上、届出書に署名または記名押印をして貰って下さい。

健康保険組合 御中

同意書

貴健康保険組合が損害賠償額の支払いの請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

令和 年 月 日

被扶養者・法定代理人

住所

氏 名

印

(未成年者等氏名：)

(注) 被扶養者が未成年者等の場合には法定代理人が記入して下さい。

健康保険組合 御中

同 意 書

私が加害者（ ）に対して有する損害賠償請求権は、健康保険法第 57 条の規定により、貴健康保険組合が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、貴健康保険組合が損害賠償額の支払の請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、貴健康保険組合は受領金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社からその照会内容について情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

- 1 加害者（保険会社）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
- 2 加害者（保険会社）に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者（保険会社）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、すみやかに届出ること。
- 4 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

令和 年 月 日

届出者（被保険者）

住 所

氏 名

印

交通事故証明書入手不能理由書

発生日時				
発生場所				
加害者 (甲)	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠償保険契約先		自賠償証明書番号	
	事故時の状態			
被害者 (乙)	住所			
	氏名		生年月日	
	車種		車両番号	
	自賠償保険契約先		自賠償証明書番号	
	事故時の状態			
甲・乙 以外の 当事者	住所			
	氏名		車両番号	
	自賠償保険契約先		自賠償証明書番号	
交通事故証明書を入手できない理由				

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが事故の事実には相違ありません。

(甲) 住所 令和 年 月 日
 氏名 印 電話() —

上記事故を目撃しました。

目撃者 住所 令和 年 月 日
 氏名 印 電話() —

■「交通事故でも健康保険が使えます！」

《自由診療と保険診療》

交通事故でのケガの治療には、次の2とおりの受診方法があります。

○自由診療(各医療機関が任意に治療費の基準を定める)

全額自費で治療を受け、その費用を被害者が全額加害者に請求します。

○保険診療(治療費の基準は全国統一)

保険証を提示して治療を受け、自己負担(原則3割分)については被害者が加害者に請求します。7割分については、後日、健康保険組合が加害者に請求します。

交通事故でケガをしたときの治療費は、原則として加害者(加害者が加入する保険会社)が支払うべきものです。しかし、「かかった治療費は最終的には全て加害者が負担するのだから」と全額自費で治療(自由診療)を受けた場合、その費用は保険診療よりも一般的に割高となります。また、交通事故では被害者に過失が発生していることも多く、治療費も過失相殺の対象になるので、治療費が高額だと被害者の負担も大きくなります。このような場合、保険診療により治療費が低額に抑えられれば、被害者の負担も軽く済み、結果とし被害者に有利になります。

現代の「車社会」では被害者がいつ加害者になるかわかりません。

交通事故で健康保険を使うことは、「被害者救済」・「加害者救済」双方の面でメリットがあるといえるのです。

■提出書類について

届出書類名	提出までの流れ
①第三者行為による傷病届	損害保険会社が書類作成のサポートを行い、被害者(被保険者・被扶養者)はその内容確認をした上で、被保険者が署名・捺印を行い、被害者加入の健康保険組合へ損害保険会社から送付(届出者名は被保険者)。 ※③は被害者(被保険者)の署名・捺印のみ。 ※④は交通事故証明書を手不能の場合のみ。
②事故発生状況報告書	
③診療報酬明細書の写しの送付および 損害保険会社への照会に対する同意書	
④交通事故証明書又は 交通事故証明書入手不能理由書	

※書類作成は損害保険会社がサポートしますが、あくまで被害者の主張どおりに記載がなされます。また、提出前に必ず内容確認のうえ被保険者の署名・捺印を行ってから健康保険組合へ送付されます。詳しくはご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

別添4-①

交通事故に
遭った際の



健康保険組合連合会

けんぽれん

〒107-8558

東京都港区南青山1丁目24番4号

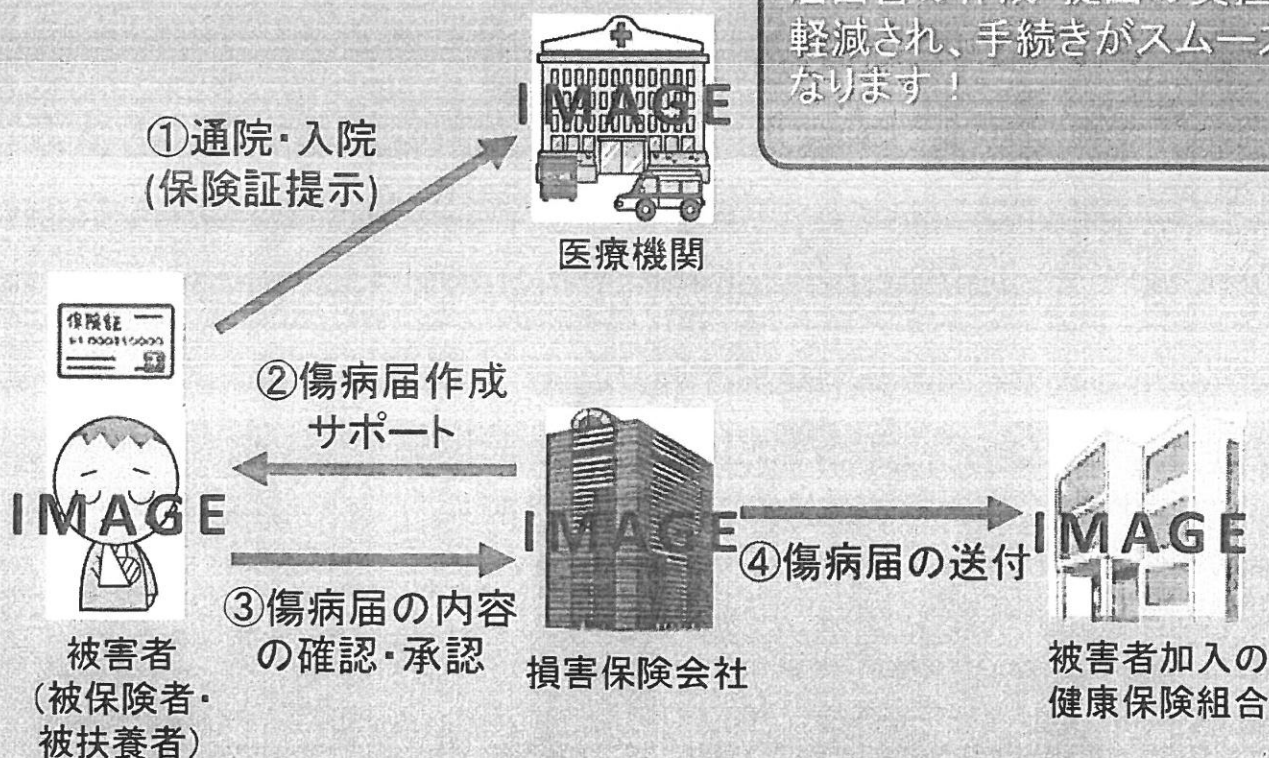
～健康保険にご加入の皆さまへ～

健康保険の届出手続き サポートについて

業務中以外の場面で交通事故の被害に遭い、健康保険証を提示して医療機関に掛かった際は、加入する健康保険組合へ「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。相手側または自分が示談代行サービスが附帯された任意保険に加入している場合、担当する損害保険会社がその届出書類の作成を支援する取り組みが始まりました。

○届出手続きサポートのイメージ

今まで、被害者側が行っていた届出書の作成・提出の負担が軽減され、手続きがスムーズになります！



※警察への届け・相手側との示談・補償金の支払い等の流れは除いています。



交通事故の被害に遭われた方へ

(健康保険被保険者証をお持ちの方)

交通事故でも健康保険は使えます！

- 交通事故による傷病の治療については、健康保険が利用できないとの誤解が一部にあるようですが、交通事故（業務上又は通勤時の交通事故は除く）による傷病の治療であっても健康保険を利用することができます。
- 被害者の方に過失がある場合や治療費が高額になりそうな場合には、健康保険を利用した方が損害賠償の受取額の点で被害者にとって有利になる場合がありますので、健康保険の利用もご検討下さい。
- 健康保険を利用する場合には、届出が必要になりますので、必ず損害保険会社にご連絡して頂きますようお願い致します。

届出については、損害保険会社が作成の援助をしてくれるので、内容を確認して記名押印するだけです。

被害者の方にも過失がある場合、一般的に健康保険を利用した方が保険金の受取額が多くなります。



健康保険を使うメリットってあるの？

届出は面倒じゃないの？